

平成31年度 入札制度改定説明会

質疑応答集

(実施日：4/15、4/16、4/17)

土木管理課

## ○「地域防災力維持型」に関する質問

- Q1. 同日複数入札の加点申請方式の改定について、当該工事の場合の申請方法は順次契約件数が増えたと仮定して申請するということは理解したが、その次の入札時点の契約件数はどうなるのか？
- A1. 契約件数が増えたと仮定するのは、当該同日複数入札においてのみであり、次の入札では、その入札日前日までの実際の落札決定件数に応じた加点申請となる。
- Q2. 配置予定技術者の加点申請において、複数の工事に例えば「40歳未満かつ1級資格保有：1.5点」で全て申請し、複数工事で落札候補者になった場合に、実際には両方を満たす技術者が1人しかおらず、2本目の工事については、1.5点の条件を満たさない技術者を充てる場合には、失格等になるのか。
- A2. 2本目の工事については、落札候補者に提出してもらった審査資料により1.5点を満たさない配置予定技術者で提出されてきた場合には、提出資料により見直し（ただし、配置予定技術者の加点は当初自己申請書と異なるため「0点」で評価）をうえて、再度落札候補者を決定する。
- Q3. 前日までの契約件数が0件（2.0点）の場合、4件目以降の工事に応札する場合は「0点」で申請すればよいのか？
- A3. 最大点に応じて、「2.0点」の場合は4件目から「0点」、「1.0点」の場合は、3件目から「0点」で申請することになる。
- Q4. 異なる発注機関（例えば福井土木「3件」と福井農林「3件」）で同日に複数入札があった場合は、全てを合計した件数「6件」に対して点数を選んで申請する必要があるのか？
- A4. 地域防災力維持型における契約件数のカウントについては、発注機関毎なので、異なる発注機関で同日入札があっても、発注機関単位で申請してもらうことになる。
- Q5. 同日複数入札で、間違っって複数の工事に同じ点数で申請してしまった場合には、どのように評価されるのか？（例：最大点が「2.0点」でA工事「2.0点」、B工事「1.0点」、C工事「1.0点」等）
- A5. 複数の工事で同じ点数での申請があった場合には、その日に応札された全ての工事（例：A工事、B工事、C工事の全て）の申請点数は「0点」として評価する。よって、申請にあたっては間違いのないよう十分注意願う。

## ○「週休2日チャレンジ工事」に関する質問

- Q1. 週休2日の工事費加算は、全ての工事が対象か？
- A1. 「週休2日チャレンジ工事」のみ加算対象であり、通常の「4週8休」は工事評定での評価のみ。
- Q2. 「週休2日チャレンジ工事」において、祝日についても休む必要があるのか？
- A2. チャレンジ工事は、あくまでも土日の完全閉所のみ。祝日についての作業の有無は制限しない。

- Q3. 「週休2日チャレンジ工事」を受注した場合に、他の民間工事等の現場も土日を休まないといけないのか。
- A3. 当該現場のみが土日に現場閉所していれば良く、それ以外の現場や会社については休んでいなくても問題ない。
- Q4. 「週休2日チャレンジ工事」受注した場合、就業規則も対応する必要はあるのか？
- A4. 工事（現場）単位の閉所を求めるものなので、就業規則の変更は必要ない。
- Q5. 「週休2日チャレンジ工事」について、災害等受注者の責に帰さない理由で未達成になった場合にも、減額変更されるのか？
- A5. 当該現場で災害が起きた場合には、その復旧等にかかる期間は対象外となるため、週休2日の判断の対象外となる。また、土日に他の現場の応急工事等に行くことも、当該現場自体を閉所していれば問題ないため、未達成とはならず減額変更は行わない。受注条件であるため、減額変更となるかどうかは、完全週休2日を実施したかどうかのみで判断する。
- Q6. 当社の就業規則は、日・月が休みとなっているのだが、「週休2日チャレンジ工事」では、日・月の2日間毎週休んでも土日休みでないと認められないのか？
- A6. 週休2日制度は、一般企業の休日と同じにすることにより若い人が建設業に入りやすく思ってもらうことを目的としているものなので、当面は土・日休みを原則とする。
- Q7. 週休2日を実施した場合の工事成績評定での評価は、新たな項目として評価されるのか？また何点加点されるのか？
- A7. 工事成績評定の詳細については非公表なので具体的に何点加点されるとは言えませんが、「施工状況・工程管理」の評価項目において、複数のチェック項目のうちいくつ達成しているかの割合で評価点を算出しており、「週休2日の達成」についてもチェック項目の一つとして評価する。
- Q8. 発注者も適切な工期設定をするということだが、準備に係る期間も適切に考慮してもらえるのか？
- A8. 実際にその工事の準備に係る正確な期間までは反映することは難しいが、工事工程については標準工期あるいは積み上げにより適正な工期確保に努めている。

#### ○「余裕期間制度（フレックス方式）」に関する質問

- Q1. 余裕期間制度について、6か月程度の工事の場合に3か月の余裕期間をもたせると、6月までに発注しなければ年度を超えてしまうが、それ以降の発注は繰越を前提として発注するのか？
- A1. 当該年度内で完成可能な工事を対象とし、年度をまたぐ様な大きな工事については予定していない。今年度は試行的に10件程度の実施を考えている。
- Q2. 余裕期間制度の適用工事について、それ以前に受注している工事の工期が当該工事の余裕期間内に収まっているのであれば、工期通りに終わると想定して入札に参加すればいいのか？また、前の工事が延期になった場合には、当該工事に配置した技術者の途中交代は認められるのか？

A2. 余裕期間制度の適用工事については、前の工事は工期通りに完成するとして入札していただければよい。また受注者の責に帰さない理由で前の工事が延期された場合には、当該工事の配置予定技術者の変更（または途中交代）は認められる。

Q3. 余裕期間制度において、前工事は余裕期間内に完成日を迎えていれば良いのか、それとも検査を受けて引き渡し完了した日までと判断されるのか？

A3. 完成検査が終了し、引き渡しが完了した日としている。

Q4. 余裕期間制度の始終期通知書はいつの段階で提出するのか？

A4. 事後審査の場合、落札候補者となって審査資料と同時に提出してもらう。

#### ○ ICT 活用工事について

Q1. 受注者が希望して ICT を活用した場合でも、ICT 活用工事の実績として認めてもらえるのか？

A1. 受注者希望で ICT を行う場合は、「全面的に活用（測量・3次元設計・施工・出来形管理・納品まで）する場合」に限るため、当然着手前に ICT 工事として実施する旨を発注者に申し出て協議してもらう必要がある。この場合には、実績としても認められる。

#### ○書類の削減・簡素化に関する質問

Q1. 書類の削減で、manifestoの写しは要らないのか？下請け企業の建退協手帳も検査時に原本を提示する必要があるのか？

A1. manifestoの写しの提出は不要。下請け企業の建退協手帳など原本提示が難しい場合、写しの提示も可とする。

Q2. manifesto伝票の写しの提出は不要とのことだが、伝票を整理した一覧表も作成不要か？

A2. manifesto伝票の一覧表については、保管管理をするために最低限のものは必要と考える。監督職員と協議願う。

Q3. 250万円未満の場合の「簡易型施工計画書」の様式というのは、HP等にアップされるのか、それとも監督職員からももらえるのか？

A3. 本日説明させてもらったのは案であり、実際に必要な項目は発注工事の内容により異なるため、発注機関との協議により必要な項目を満たす最低限の施工計画書を作成してもらうことになる。